

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 6 日

各都道府県薬務主管課
薬剤師免許事務担当者 殿

厚生労働省医薬局
総務課試験免許係

薬剤師の登録済証明書の取扱いについて（依頼）

薬剤師免許申請事務等につきましては、平素より種々ご配慮頂きましてありがとうございます。

薬剤師名簿に登録後、就職等で早急に免許証を必要とする者に対しては、免許証に代わる資格証明として登録済証明書を発行しているところです。資格確認の迅速化及び申請者の利便性向上を目的として、薬剤師についても令和 8 年 3 月 25 日より「医師等免許登録確認システム」（<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>）を利用した登録済証明書の取得が可能となります。本システム運用開始後は申請者自身で登録済証明書を WEB 上で確認・印刷が可能となります。

なお、従来通り葉書による登録済証明書の発行も可能です。

つきましては、本システムを積極的に活用し、申請者が就職等の手続きを円滑に実施できるよう、別添 1 薬剤師の方と薬剤師が働く勤務先の皆さまへ（※）を作成しましたので、貴管下の関係機関、関係団体等に対し周知方よろしくお願いいたします。

※ 厚生労働省のホームページに掲載しております。

○別添 1：「薬剤師の方と薬剤師が働く勤務先の皆さまへ」

URL：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/tourokuzumishoumeisho-online.pdf>